

# まち連だより



3月号

## 私学審議会の議事録 ついに公開

### ～ 異例づくしの運営方法・審議実態。

2013年2月12日の滋賀県知事による幸福の科学学園・関西校の学校設置認可を受け、仰木の里まちづくり連合協議会(以下まち連)は滋賀県に対して情報公開請求を行い、学校設置に関する審査を行った私学審議会(知事の第3者諮問機関)の議事録を入手しました。議事録には、滋賀県総務課による「認可ありき」とも取れる運営実態が刻銘に記されており、住民が抱えてきた疑問や不信感が裏付けられることとなりました。

### 滋賀県政初！ 採決にて、複数委員が「反対票」 嘉田知事のいう“厳正な審議”とは？

審議会が「学園施設内で学園側から直接説明を受ける」のは、前代未聞

2013年2月6日に行われた最終の審議会での採決結果は、賛成7名、反対2名、欠席1名(委員計10名。議長である審議会会長は採決に加わらない)という結果での、学校設置認可となりました。明確な反対の意思を示す委員が存在した採決は、過去8年の滋賀県における私学審議会を遡っても1度も存在しておらず、通常は「全員一致」の採決が基本です。今回は、前代未聞の事態となりました。

このような結果に至る過程でも、私学審議会とは別に非公開の「協議会」を開催したり、委員を戸別訪問して合意を強引に取り付けたりするなど、なんとか審議

スピードをあげようとしています。また、学園校長らから学園の施設内において、40分間も意見を聞く場を設け、それを審議会として扱うなど、明らかに申請者よりの運営と言わざるを得ません。

計181ページの議事録の中身からは、このような異例づくしの運営方法・審議内容が、数多く浮かび上がってきていますが、ここでは、その中でも特に看過できない2つの点について、実際の発言録も含めてご紹介いたします。



### 問題点① 総務課のフライング行為。 採決のない「一次認可」を独断で学園へ報告。

2011年8月29日の審議会では、学校設置計画が基準を満たしているかどうかを承認する、いわゆる「一次認可」の判断についての議論が行われました。委員から、①地域連携の整わない状況、②地盤の安定性、③教育の公共性に関する問題点が指摘され、このまま一次認可へ向かうことへの疑問が投げかけられた結果、これら3つの懸念点に関する「付言」の検討が行われました。

しかしながら、付言の具体的内容はこの場ではまともならず、しかも、この付言が一次認可を認める上での必須条件とするのか、単に意見とするのかの位置づけも全く不明瞭なまま閉会しました。

ところが翌日、なんと総務課は「一次認可OK」の旨を学園に早々に伝え、審議委員に対しては、その後数日かけて付言の内容確認のために職員が「かけずりまわって」戸別訪問して回った事実が明らかとなりました。申請者の都合に合わせるかのように慌てて合意をとりつける手法と、明確な合意もないまま、一次認可を独断で学園に伝えた総務課に対して、翌審議会(10月31日)にて、委員から「フライング行為だ」と痛烈な批判が相次ぎました。

### 公正であるべき審議への不信感が決定的に～

#### 私学審議会議事録より、実際の発言を抜粋

(2011年8月29日私学審議会)

委員「近隣との融和が図れない学校でいいのか。」

委員「事務局で学園に大体OKと伝えるのか。まだまだ分かりませんと伝えるのかで全然違う。」

委員「建築スケジュールに今回の結論が関係ないのであれば、若干(結論を)遅らせてもいいのではないか。」

(2011年10月31日私学審議会)

委員「(総務課が委員を戸別訪問した際)今の時点では承服しかねます。会長にお伝え下さいというふうに申し上げました」

議長「それはちょっと初耳」

委員「8月29日は(一次認可という)そんな認識はしていなかった」

委員「私は採決をとられなかったということで、もう一回あるものだと、本当に思っていました」

委員「もし建物が立った後でダメになったら、損害賠償とかはどうされるのですか？」

事務局「出てくるでしょうね」

事務局「(住民・学園・行政の協議会があった)9月10日までになんとかそれを伝えたほうがいいうらう、ということで、我々のほうもかけずりまわ

ってご説明に上がったという経緯。」

委員「みんなで集まって検討する機会が一回もなかったという事実がものすごく嫌。先方に伝わったというのは、非常に私自身は一審議会委員として責任を感じてますよ。」

(2012年1月12日私学審議会)

委員「おおむね良好であれば継続審議という、いわゆる一次審査の結果を学園にいわれた

これは明確に総務課のフライング行為だ」

委員「3つの条件をクリアしんと、学校の許可がありませんよという位置づけにすれば、もっと学園の方も真剣に住民と話し合いをしようと思んです」

委員「住民の方々がなぜ反対されているのか、というようなことを審議会で、事務局にも資料を集めていただいて、検討する場所というのを作ってもいいかもしれません」

議事録全文は、まち連ホームページに掲載しています。  
北大津まちづくりネットワークのHPでは、詳しい解説も掲載 ⇒ 「北まちネット」で検索!





# 問題点②：総務課が、住民の反対理由を「住民の宗教へ偏見」と決めつけ。最後まで住民の意見は審議にあげず。

審議会委員からの「なぜ地元住民は反対しているのか」「なぜ話し合いが進まないのか」という問いに対して、総務課は一貫して、「住民が宗教的偏見を持っている」「学園の呼びかけても、住民が応じない」という趣旨の説明を繰り返しています。その一方で、学園が住民に対して行ってきた下記のような対応は、一切、私学審議会に伝えられていません。

- 「住民は最大最強の敵」と不特定多数の信者に向けて学園副理事長が発言したこと
- 自治会への2度目の説明会を約束しながら不履行のままであること
- 中高層事前協議説明会において、宗教法人幹部・建築業者が入り込んで行われた「やらせ発言」
- 工事に対する苦情に対して、清水建設が「施主の意向で住民のクレームには対応しない」とし、連日の深夜工事・徹夜作業が行われたこと

また、「学園だけでなく住民の声も公平に聞く場を持った方がよいのでは」という審議会委員の問いかけがあったにも関わらず、最後まで住民からの意見・資料は審議にあがることはありませんでした。地域連携が整わない原因が住民にあるとする印象操作が行政によって行われ、反論の機会すら与えられなかったことは、非常に遺憾です。

## 私学審議会議事録より、実際の発言を抜粋

(2012年3月1日私学審議会)

事務局「**宗教法人に対する感情的な理由から**学園計画の撤回を一貫して求めておられる方もおられまして」

事務局「ポスティングの妨害行為とか、対話会参加者の名前を尋ねたり、会場に駐車中の車の写真を撮ったりとか、といった妨害行為を受けていると・・・、**あくまで学園の方からの話**でございます」

事務局「**宗教法人が出るなら参加はしないというふうな揚げ足をとるような対応**を(住民から)されたというようなことを聞いております。」

(2012年11月26日私学審議会)

委員「なぜ(自治連が学園との話し合いについて)時期尚早なのかとか、そんなことを含めて聞かれましたか？」

→ 事務局「わからないような状況で、**ちょっとはぐらかされた状態**」

委員「**審議会の場で両方(学園と住民)の意見を聞いて、きちんと判断する**というのが私は記録にも残るし議事録にも残ることですし、やっぱり大事じゃないかな」

委員「**総務課さんの方で間に立ってもらって**住民の方との間に立って、調整をしてもらいながら両方の話し合いを」

事務局「教育基本法におきましても、学校と住民等が相互の連携協力に努めるということが謳われていますので、これはやはり受ける方(住民)も十分耳を傾けてもらうような形にならないと進まない」

(2013年2月6日私学審議会@幸福の科学学園関西校)

学園「**本音は幸福の科学は嫌なんだと。これが本音ですと**」

委員「**幸福の科学の人たちの声を聞きまして、最初反対する人は幸福の科学が嫌いなんだと、そういうところから入っている**ということがよくわかりました」

# 建築確認取消を求める裁判は継続！

## 大津市に「建物の除却・使用停止の義務付け」を求める訴えを追加

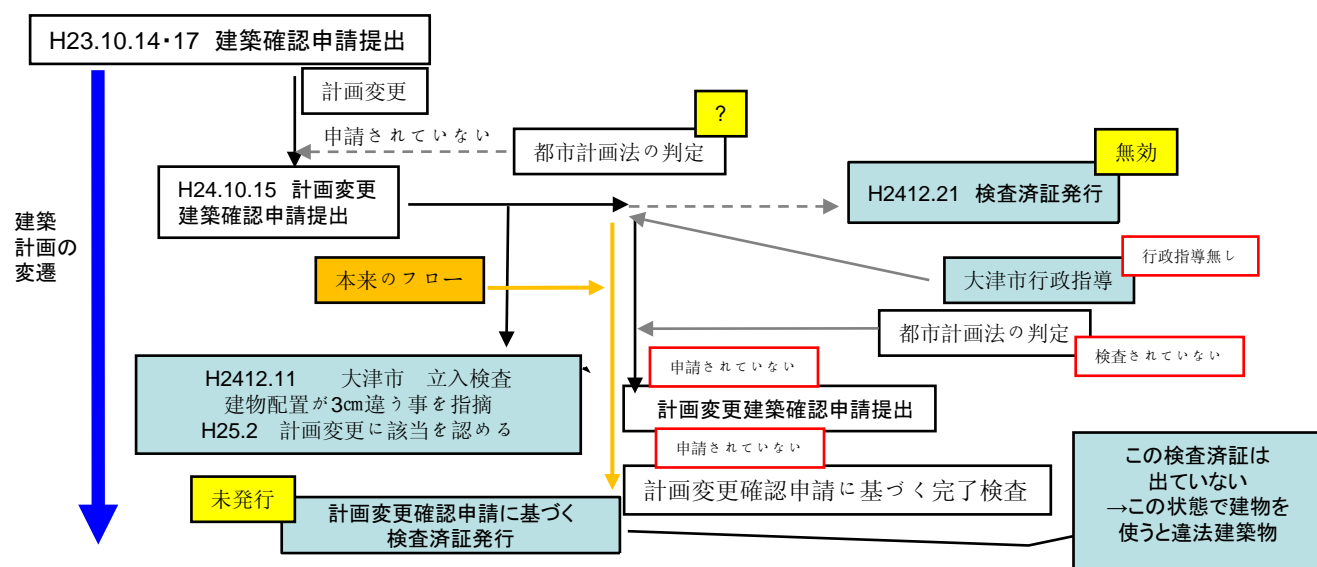
建設地近隣住民が大津地裁に提訴している「建築確認取り消し訴訟」は、これまで建築確認をおろした民間確認機関を相手に、建築の違法性を訴えてきましたが、2013年2月22日の大津地裁の口頭審理において、「訴えの追加的併合」が認められることになりました。却下判決を求めようとした確認機関を、被告として留まらせることができ、加えて、大津市も裁判上の訴訟当事者として訴訟に加わることになりました。

## 原告団「工事検査済証は、建築計画変更に従せず“無効”」

原告の準備書面によれば、2012年12月11日の大津市による現地立ち入り調査の結果、学園・清水建設が申請した建築計画に対して、実際には建物が3cmずれた位置に建築されていたことが明らかになりました。建築確認申請と、現場の内容が違ったことが大きなポイントです。12/11の調査で明らかになった配置計画の変更は、「計画変更該当する」ということは大津市も認めています。計画変更の確認申請書は出ておらず、このままでは従前の済証は無効の可能性もあります。さらに、この箇所は、掘削高が計算上2mを超えることに繋がる箇所でもあります。

この訴えが認められれば、学園の校舍棟・寄宿舎棟は建築確認が行われていない違法建築物となり、そもそも使用が認められないこととなります。裁判所の判断が待たれます。

次回口頭審理は4月18日(木)10時より、大津地裁にて開かれます。一般傍聴も可能です。



## 新デザインのボードができました！



現在、仰木の里地区には、900枚ののぼりと共に、1500枚のボードが設置されています。住民が求める説明会に応じることなく、戸別訪問やチラシ配布を行う幸福の科学グループに対して、明確な意思表示を行うものです。設置ご希望の方は、まち連までご連絡ください。

## まち連報告会のお知らせ

とき： 4月21日(日) 14時-  
ところ：市民センター 3階  
内容：私学審議会議事録や、建築確認取り消し訴訟について  
仰木の里学区外にお住まいの方及び幸福の科学関係者のご来場はご遠慮願います